

## さくらサイエンスプログラム 招へい者誓約書

本文書は、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「JST」という。）が運営する「さくらサイエンスプログラム」により支援される交流（以下「本交流」という。）において、受入れ機関（後述の「1. 招へい者情報」において特定される。）が招へいする招へい者が、「招へい対象者及び身元保証人向け説明事項」並びに受入れ機関から事前に提示された本交流に係る業務計画書その他の関連資料（これらをまとめて、以下「本業務計画書等」という。）の内容を十分に理解した上で、招へい者が遵守すべき事項（本業務計画書等に定められた遵守事項を含むが、それらに限定されない。）を遵守するとともに、招へい者の個人情報の取扱いについて同意し、本交流の円滑な実施に協力することを宣言及び誓約することを目的とするものである。

### 1. 招へい者情報

氏名（英文）：	
国籍：	
所属機関名：	
職位・身分（学生・研究者等）：	
生年月日及び本誓約書署名時点における満年齢：	
パスポート番号：	
受入れ機関名：	

### 2. 招へい者情報及び本業務計画書等に関する宣言

私は、本誓約書の目的及びその必要性を十分に理解していること、並びに上述の「1. 招へい者情報」の記載がいずれも事実に相違ないことを宣言します。

私は、「招へい対象者及び身元保証人向け説明事項」の内容を事前に読み、十分に理解していることを宣言します。

私は、受入れ機関から事前に提示された本業務計画書等の内容を理解していることを宣言します。

### 3. 渡航及び滞在に関する遵守事項に関する宣言

私は、本業務計画書等に定められた遵守事項のみならず、日本国の法令、JST の定めるルール並びに受入れ機関が定める規則・指示を誠実に遵守することを誓約します。

私は、日本国に滞在中に緊急事態・事故・健康上の異常等が発生した場合は、速やかに受入れ機関に報告し、その指示に従います。

私は、宿泊施設や研修場所の設備・備品等を適切に使用し、損害を生じさせた場合には、速やかに受入れ機関に報告し、受入れ機関及び当該施設の管理者の指示並びにその定める手続に従います。

私は、本交流の終了後も、日本国内において本業務計画書等で認められた滞在目的を逸脱する行為を行わず、受入れ機関が定めた期限までに日本国を出国することを誓約します。

### 4. 個人情報の取扱いについて

私は、本交流の実施及び必要な連絡・対応を目的として、私の氏名、所属、連絡先その他本交流の実施に必要な範囲の個人情報が受入れ機関によって取得・利用されること、並びに当該目的の達成に必要な範囲で、本交流の実施に関与する関係機関に提供・共有されることに、いずれも同意します。

### 5. 署名欄

私は、以上のとおり宣言、誓約、同意いたします。

署名：	
氏名（英文ブロック体）：	
住所：	
連絡先（電話・メール）：	
日付：	

（注意事項）相補的年間交流コース（Dコース）の場合、一部の用語について以下のとおり読み換えてください。

- ・受入れ機関⇒日本側交流機関もしくは連携機関
- ・招へい者⇒招へい参加者

## さくらサイエンスプログラム 身元保証書

本身元保証書は、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「JST」という。）が運営する「さくらサイエンスプログラム」が支援する交流（以下「本交流」という。）において、所属機関から送り出され、受入れ機関が招へいする招へい者について（所属機関、受入れ機関のいずれも後述の「1. 招へい者情報」において特定される。）、当該招へい者の身元保証人が、「招へい対象者及び身元保証人向け説明事項」及び所属機関から事前に提示された本交流に係る業務計画書その他の関連資料（これらをまとめて、以下「本業務計画書等」という。）の内容並びに招へい者が遵守すべき事項（本業務計画書等に定められた遵守事項を含むが、それらに限定されない。）を十分に理解した上で、当該招へい者が、それら遵守事項及び関係規則を遵守し、本交流の趣旨に従って誠実に本交流へ参加することを保証することを目的とするものである。

あわせて、本身元保証書は、必要となる場合には、身元保証人が、本交流の円滑な実施のため、本交流の実施に関与する関係機関に対し協力を行う責任を引き受けることを誓約することを目的とするものである。

### 1. 招へい者情報

氏名（英文）：	
国籍：	
所属機関名：	
職位・身分（学生・研究者等）：	
受入れ機関名：	

## 2. 身元保証人情報

氏名（英文）：	
招へい者との関係：	
住所：	
連絡先（電話・メール）：	

## 3. 保証内容（宣言及び誓約）

私は、招へい者の身元保証人として、本身元保証書の目的及びその必要性を十分に理解するとともに、上述の「1. 招へい者情報」及び「2. 身元保証人情報」の記載がいずれも事実と相違ないことを宣言します。

私は、当該招へい者が、本交流に参加するために必要な学習・研究能力及び基礎的なコミュニケーション能力を有していると判断します。

私は、当該招へい者が、本交流の意義及び目的、並びに本業務計画書等の内容を理解し、本交流に誠実に参加する意思を有していることを確認しました。

私は、当該招へい者が、日本国滞在期間中の活動（講義、実習、研究活動、訪問等）に誠実に取り組む姿勢を有していることを保証します。

私は、当該招へい者が、日本国の法令、JST の定めるルール並びに受入れ機関が定める規則・指示を尊重し、遵守するよう指導・助言を行うことを誓約します。

私は、当該招へい者が、本交流の実施のために日本に滞在している期間中に本業務計画書等で認められた滞在目的を逸脱する行為を行った場合、また、受入れ機関が定めた期限までに日本国を出国しない場合には、受入れ機関及び所属機関をはじめ本交流の実施に関与する関係機関からの指示に従い、それら機関に協力し、必要に応じて当該招へい者に対して指導、管理及び帰国に向けた対応を行う責任を負うことを誓約します。

## 4. 個人情報の取扱いについて

私は、本交流の実施及び必要な連絡・対応を目的として、私の氏名、連絡先その他本交流の実施に必要な範囲の個人情報が受入れ機関によって取得・利用されること、並びに当該目的の達成に必要な範囲で、本交流の実施に関与する関係機関に提供・共有されることに、いずれも同意します。

## 5. 署名

私は、以上のとおり宣言、誓約、保証、同意いたします。

署名：	
保証人氏名（英文ブロック体）：	
日付：	

（注意事項）相補的年間交流コース（Dコース）の場合、一部の用語について以下のとおり読み換えてください。

- ・受入れ機関⇒日本側交流機関もしくは連携機関
- ・招へい者⇒招へい参加者

## さくらサイエンスプログラム

### 招へい者及びその身元保証人向け説明事項

#### 1. 交流の概要

これから招へい者が参加する交流（以下「本交流」という。）は、日本国に本部を置く国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「JST」という。）が運営する「さくらサイエンスプログラム」の一環として、日本国の受入れ機関が JST から資金援助を受け実施するものである。従って、招へい者及び身元保証人は、本交流が JST 及び受入れ機関が定めるルールに基づいて実施されることを理解することが求められる。

#### 2. 誓約書及び身元保証書の提出

「JST が定めるルール」の 1 つに、(1) すべての招へい者については所定の様式による誓約書を、また、(2) JST が指定する一部の国・地域に居住する招へい者の身元保証人については所定の様式による身元保証書を、いずれも招へい者が決定された後速やかに日本国の受入れ機関に対して提出しなければならないことが定められている。なお、これら 2 書面の提出先が招へい者の所属機関（以下「送出し機関」という。）と指定される場合もあるが、そのような場合であっても、これら 2 書面は、送出し機関を通じて受入れ機関とも共有される。なお、(1) 誓約書については誓約する招へい者が、(2) 身元保証書については身元保証人が、記載を必要とする情報を漏れなく記載した上で、必ず自ら署名しなければならない。記入漏れ又は誤記載の項目があった場合は、受入れ機関の指示に従い、追記又は訂正のうえ再提出するものとする。

#### 3. 個人情報の取扱い

招へい者及び身元保証人は、本交流の実施及び招へい者又は身元保証人との必要な連絡・対応を目的として、招へい者及び身元保証人の氏名、所属、連絡先その他本交流の実施に必要な範囲の個人情報が受入れ機関によって取得・利用されること、並びに当該目的の達成に必要な範囲で、受入れ機関から本交流の実施に関

与する関係機関（JST・送出し機関を含むがそれらに限定されない。）に対して提供・共有されることを理解の上、それに同意することが求められる。

#### 4. 交流が円滑に終了した場合の個人情報の取扱い

本交流が円滑に終了し、本交流の招へい者全員が予定どおりのスケジュールで日本国を出国した場合には、JST・送出し機関・受入れ機関以外の第三者に招へい者及び身元保証人の個人情報が提供されることはない。

#### 5. 交流が円滑に終了しなかった場合の個人情報の取扱い

本交流が円滑に終了しなかった場合（例：事件・事故等が発生した、本交流の目的を逸脱した行為が発生した）、本交流が終了してから招へい者全員が日本国を出国するまでの間に、招へい者が本交流計画書等で認められた滞在目的を逸脱した行為を行った場合、又は、招へい者が予定どおりのスケジュールで日本国を出国しなかった場合には、受入れ機関から、必要に応じて日本国の公的機関（文部科学省・外務省等の監督官庁、警察・検察等の捜査当局、入国管理局を含むが、それらに限られない。）に対し、招へい者及び/又は身元保証人の個人情報が提供される場合がある。

#### 6. 協力義務

5. に該当する事態が生じた場合には、招へい者及び/又は身元保証人は受入れ機関及び/又は送出し機関からのコンタクトを受け、受入れ機関及び/又は送出し機関及び/又は本交流の実施に関与する関係機関からの指示に従い、問題解決のためにこれら機関に協力することが求められる。

（注意事項）相補的年間交流コース（Dコース）の場合、一部の用語について以下のとおり読み換えてください。

- ・受入れ機関⇒日本側交流機関もしくは連携機関
- ・招へい者⇒招へい参加者